

履歴事項全部証明書

甲第 2 号証

東京都港区南青山七丁目1番5号
株式会社グローバルダイニング

会社法人等番号	0104-01-005715	
商号	オーエムスリー株式会社	
	株式会社グローバルダイニング	平成10年 1月 5日登記
本店	東京都港区南青山七丁目1番5号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.global-dining.com/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。	平成19年 3月18日変更
		平成19年 4月 2日登記
会社成立の年月日	昭和14年3月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫茶店及びレストランの経営 2. 弁当、惣菜等の調理食品の製造、販売及び宅配業 3. 前各号の事業に関するフランチャイズチェーンシステムの運営 4. シガー、酒類を含む各種食料品及び日用雑貨品の輸入、製造及び販売 5. 婚礼、パーティー及びその他催物の企画及び運営受託 6. 店舗並びに店舗に関わる厨房設備器具類及び什器備品の企画、開発 7. コンピューターのシステムの企画、開発、調査 8. 西洋こっとう、家具、室内装飾品の輸入並びに販売 9. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 10. 前各号に掲げる事業に関するコンサルタント事業 11. 有料職業紹介事業 12. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 13. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成22年 3月27日変更 平成22年 4月 7日登記</p>	
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫茶店及びレストランの経営 2. 弁当、惣菜等の調理食品の製造、販売及び宅配業 3. 前各号の事業に関するフランチャイズチェーンシステムの運営 4. シガー、酒類を含む各種食料品及び日用雑貨品の輸入、製造及び販売 5. 婚礼、パーティー及びその他催物の企画及び運営受託 6. 店舗並びに店舗に関わる厨房設備器具類及び什器備品の企画、開発 7. コンピューターのシステムの企画、開発、調査 8. 西洋こっとう、家具、室内装飾品の輸入並びに販売 9. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 10. ホテル等の宿泊施設及びレジャー施設の経営 11. 前各号に掲げる事業に関するコンサルタント事業

	12. 有料職業紹介事業 13. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 14. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成31年 3月23日変更	平成31年 4月 3日登記
単元株式数	100株	平成12年 5月 1日変更
		平成12年 5月 2日登記
発行可能株式総数	1689万6000株	平成14年 2月18日変更
		平成14年 3月 4日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1013万8000株</u>	平成29年10月31日変更 平成29年11月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>1013万9700株</u>	平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記
	発行済株式の総数 <u>1014万2700株</u>	平成30年 3月29日変更 平成30年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 <u>1014万3300株</u>	平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 <u>1014万4000株</u>	平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記
	発行済株式の総数 <u>1014万4700株</u>	平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記
	発行済株式の総数 <u>1014万5400株</u>	平成30年 6月30日変更 平成30年 7月12日登記
	発行済株式の総数 <u>1022万5400株</u>	平成30年 8月31日変更 平成30年 9月11日登記
	発行済株式の総数 <u>1022万6700株</u>	令和 1年11月30日変更 令和 1年12月10日登記

	発行済株式の総数 <u>1022万7700株</u>	令和 1年12月31日変更 令和 2年 1月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>1023万1800株</u>	令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>1023万2800株</u>	令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>1023万7000株</u>	令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記
	発行済株式の総数 <u>1029万8000株</u>	令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 9日登記
資本金の額	<u>金14億7883万1002円</u>	平成29年10月31日変更 平成29年11月 7日登記
	<u>金14億7901万1282円</u>	平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記
	<u>金14億7939万8282円</u>	平成30年 3月29日変更 平成30年 4月 5日登記
	<u>金14億7944万2192円</u>	平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記
	<u>金14億7949万3472円</u>	平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記
	<u>金14億7954万4752円</u>	平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記
	<u>金14億7959万6032円</u>	平成30年 6月30日変更 平成30年 7月12日登記
	<u>金14億8544万3272円</u>	平成30年 8月31日変更 平成30年 9月11日登記

	<u>金14億8553万9336円</u>	令和 1年11月30日変更 令和 1年12月10日登記
	<u>金14億8561万3008円</u>	令和 1年12月31日変更 令和 2年 1月 8日登記
	<u>金14億8591万2591円</u>	令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 8日登記
	<u>金3000万円</u>	令和 2年11月 6日変更 令和 2年11月12日登記
	<u>金3007万3672円</u>	令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 8日登記
	<u>金3038万5186円</u>	令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記
	<u>金3488万2606円</u>	令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 9日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>長谷川 耕造</u>	平成29年 3月25日重任 平成29年 4月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>長谷川 耕造</u>	平成30年 3月24日重任 平成30年 4月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>長谷川 耕造</u>	平成31年 3月23日重任 平成31年 4月 3日登記
	<u>取締役</u> <u>長谷川 耕造</u>	令和 2年 3月28日重任 令和 2年 4月 9日登記

	<u>取締役</u>	<u>小林庸麿</u>	平成29年 3月25日重任 平成29年 4月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>小林庸麿</u>	平成30年 3月24日重任 平成30年 4月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>小林庸麿</u>	平成31年 3月23日重任 平成31年 4月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>小林庸麿</u>	令和 2年 3月28日重任 令和 2年 4月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>西マイケル</u>	平成29年 3月25日重任 平成29年 4月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>西マイケル</u>	平成30年 3月24日重任 平成30年 4月 5日登記 平成31年 3月23日退任 平成31年 4月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>トム・カーディナス</u>	平成29年 3月25日就任 平成29年 4月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>トム・カーディナス</u>	平成30年 3月24日重任 平成30年 4月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>トム・カーディナス</u>	平成31年 3月23日重任 平成31年 4月 3日登記 令和 2年 1月15日辞任 令和 2年 1月24日登記

	<u>取締役</u>	<u>上 運 天 友 之</u>	平成31年 3月23日就任
			平成31年 4月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>上 運 天 友 之</u>	令和 2年 3月28日重任
			令和 2年 4月 9日登記
			令和 2年 8月31日辞任
			令和 2年 9月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 尾 慎 太 郎</u>	令和 2年 3月28日就任
			令和 2年 4月 9日登記
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>藤 本 三 郎</u>	平成28年 3月26日就任
			平成28年 4月 7日登記
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>藤 本 三 郎</u>	平成30年 3月24日重任
			平成30年 4月 5日登記
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>藤 本 三 郎</u>	令和 2年 3月28日重任
			令和 2年 4月 9日登記
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>澤 健 介</u>	平成28年 3月26日就任	
		平成28年 4月 7日登記	
<u>(社外取締役)</u>			
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>澤 健 介</u>	平成30年 3月24日重任	
		平成30年 4月 5日登記	
<u>(社外取締役)</u>			
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>澤 健 介</u>	令和 2年 3月28日重任	
		令和 2年 4月 9日登記	
<u>(社外取締役)</u>			
<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>松 田 純 一</u>	平成28年 3月26日就任	
		平成28年 4月 7日登記	
<u>(社外取締役)</u>			
		平成30年 3月24日退任	
		平成30年 4月 5日登記	

	取締役・監査等 <u>委員</u>	大島明子 (岡本明子)	平成30年 3月24日就任
	(社外取締役)		平成30年 4月 5日登記
	取締役・監査等 <u>委員</u>	大島明子 (岡本明子)	令和 2年 3月28日重任
	(社外取締役)		令和 2年 4月 9日登記
	東京都渋谷区渋谷四丁目2番2号 <u>代表取締役</u>	長谷川 耕 造	平成29年 3月25日重任
			平成29年 4月 6日登記
	東京都渋谷区渋谷四丁目2番2号 <u>代表取締役</u>	長谷川 耕 造	平成30年 3月24日重任
			平成30年 4月 5日登記
	東京都渋谷区渋谷四丁目2番2号 <u>代表取締役</u>	長谷川 耕 造	平成31年 3月23日重任
		平成31年 4月 3日登記	
	東京都渋谷区渋谷四丁目2番2号 <u>代表取締役</u>	長谷川 耕 造	令和 2年 3月28日重任
			令和 2年 4月 9日登記
	<u>会計監査人</u>	新日本有限責任監査法人	平成29年 3月25日重任
			平成29年 4月 6日登記
	<u>会計監査人</u>	新日本有限責任監査法人	平成30年 3月24日重任
			平成30年 4月 5日登記
	<u>会計監査人</u>	EY新日本有限責任監査法人	平成30年 7月 1日新日本有限責任監査法人の名称変更
			平成30年 7月12日登記
	<u>会計監査人</u>	EY新日本有限責任監査法人	平成31年 3月23日重任
			平成31年 4月 3日登記
	<u>会計監査人</u>	EY新日本有限責任監査法人	令和 2年 3月28日重任
			令和 2年 4月 9日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。		

	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成28年 3月26日変更 平成28年 4月 7日登記</p>																																																						
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。 平成28年 3月26日変更 平成28年 4月 7日登記</p>																																																						
<p>新株予約権</p>	<p>第12回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td><u>新株予約権の数</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2250個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>760個</u></td> <td>平成23年 5月31日変更</td> <td>平成23年 6月 8日登記</td> </tr> <tr> <td><u>620個</u></td> <td>平成23年 7月31日変更</td> <td>平成23年 8月 9日登記</td> </tr> <tr> <td><u>355個</u></td> <td>平成25年 3月31日変更</td> <td>平成25年 4月15日登記</td> </tr> <tr> <td><u>335個</u></td> <td></td> <td>平成26年 3月11日更正</td> </tr> <tr> <td><u>325個</u></td> <td>平成25年 4月30日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>295個</u></td> <td>平成25年 5月31日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>275個</u></td> <td>平成25年 7月31日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>255個</u></td> <td>平成25年 8月31日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>245個</u></td> <td>平成25年 9月30日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>215個</u></td> <td>平成26年 3月31日変更</td> <td>平成26年 4月 4日登記</td> </tr> <tr> <td><u>205個</u></td> <td>平成26年 7月31日変更</td> <td>平成26年 8月14日登記</td> </tr> <tr> <td><u>195個</u></td> <td>平成27年12月15日変更</td> <td>平成27年12月28日登記</td> </tr> <tr> <td><u>185個</u></td> <td>平成28年 4月30日変更</td> <td>平成28年 5月 2日登記</td> </tr> <tr> <td><u>110個</u></td> <td>平成29年10月31日変更</td> <td>平成29年11月 7日登記</td> </tr> <tr> <td><u>100個</u></td> <td>平成30年 2月28日変更</td> <td>平成30年 3月13日登記</td> </tr> <tr> <td><u>70個</u></td> <td>平成30年 3月29日変更</td> <td>平成30年 4月 5日登記</td> </tr> </table>	<u>新株予約権の数</u>			<u>2250個</u>			<u>760個</u>	平成23年 5月31日変更	平成23年 6月 8日登記	<u>620個</u>	平成23年 7月31日変更	平成23年 8月 9日登記	<u>355個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月15日登記	<u>335個</u>		平成26年 3月11日更正	<u>325個</u>	平成25年 4月30日変更	平成26年 3月11日登記	<u>295個</u>	平成25年 5月31日変更	平成26年 3月11日登記	<u>275個</u>	平成25年 7月31日変更	平成26年 3月11日登記	<u>255個</u>	平成25年 8月31日変更	平成26年 3月11日登記	<u>245個</u>	平成25年 9月30日変更	平成26年 3月11日登記	<u>215個</u>	平成26年 3月31日変更	平成26年 4月 4日登記	<u>205個</u>	平成26年 7月31日変更	平成26年 8月14日登記	<u>195個</u>	平成27年12月15日変更	平成27年12月28日登記	<u>185個</u>	平成28年 4月30日変更	平成28年 5月 2日登記	<u>110個</u>	平成29年10月31日変更	平成29年11月 7日登記	<u>100個</u>	平成30年 2月28日変更	平成30年 3月13日登記	<u>70個</u>	平成30年 3月29日変更	平成30年 4月 5日登記
<u>新株予約権の数</u>																																																							
<u>2250個</u>																																																							
<u>760個</u>	平成23年 5月31日変更	平成23年 6月 8日登記																																																					
<u>620個</u>	平成23年 7月31日変更	平成23年 8月 9日登記																																																					
<u>355個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月15日登記																																																					
<u>335個</u>		平成26年 3月11日更正																																																					
<u>325個</u>	平成25年 4月30日変更	平成26年 3月11日登記																																																					
<u>295個</u>	平成25年 5月31日変更	平成26年 3月11日登記																																																					
<u>275個</u>	平成25年 7月31日変更	平成26年 3月11日登記																																																					
<u>255個</u>	平成25年 8月31日変更	平成26年 3月11日登記																																																					
<u>245個</u>	平成25年 9月30日変更	平成26年 3月11日登記																																																					
<u>215個</u>	平成26年 3月31日変更	平成26年 4月 4日登記																																																					
<u>205個</u>	平成26年 7月31日変更	平成26年 8月14日登記																																																					
<u>195個</u>	平成27年12月15日変更	平成27年12月28日登記																																																					
<u>185個</u>	平成28年 4月30日変更	平成28年 5月 2日登記																																																					
<u>110個</u>	平成29年10月31日変更	平成29年11月 7日登記																																																					
<u>100個</u>	平成30年 2月28日変更	平成30年 3月13日登記																																																					
<u>70個</u>	平成30年 3月29日変更	平成30年 4月 5日登記																																																					

	<p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u></p> <p><u>普通株式 22万5000株</u> 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>普通株式 7万6000株</u> 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成23年 5月31日変更 平成23年 6月 8日登記</p> <p><u>普通株式 6万2000株</u> 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成23年 7月31日変更 平成23年 8月 9日登記</p> <p><u>普通株式 3万5500株</u> 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成25年 3月31日変更 平成25年 4月15日登記</p> <p><u>普通株式 3万3500株</u> 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。</p>
--	--

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 3月11日更正

普通株式 3万2500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 4月30日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式 2万9500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 5月31日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式 2万7500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 7月31日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式 2万5500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 8月31日変更 平成26年 3月11日登記
普通株式 2万4500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 9月30日変更 平成26年 3月11日登記
普通株式 2万1500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記
普通株式 2万500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 7月31日変更 平成26年 8月14日登記
普通株式 1万9500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年12月15日変更 平成27年12月28日登記

普通株式 1万8500株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月 2日登記

普通株式 1万1000株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成29年10月31日変更 平成29年11月 7日登記

普通株式 1万株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記

普通株式 7000株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 3月29日変更 平成30年 4月 5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の株主への無償割当て、他の種類株式の株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成30年3月29日まで

新株予約権の行使の条件

なし

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合) は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年11月14日発行</p> <p>平成20年11月19日登記</p> </div>
	<p>平成30年3月30日行使期間満了</p> <p style="text-align: right;">平成30年 4月 5日登記</p>
	<p>第13回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p style="text-align: center;">7000個 20個</p> <p style="text-align: center;">平成23年 1月31日変更 平成23年 2月 8日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式70万株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>普通株式2000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p>

平成23年 1月31日変更 平成23年 2月 8日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値

（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の株主への無償割当て、他の種類株式の株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成31年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

なし

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 <u>以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</u></p> <p>i <u>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</u> ii <u>当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案</u> iii <u>当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</u> iv <u>当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</u> v <u>新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</u></p>																																				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>平成21年 7月 1日発行</td> </tr> <tr> <td>平成21年 7月 6日登記</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和1年7月1日行使期間満了</p> <p style="text-align: right;">令和 1年 7月 1日登記</p>	平成21年 7月 1日発行	平成21年 7月 6日登記																																		
平成21年 7月 1日発行																																					
平成21年 7月 6日登記																																					
<p>第14回新株予約権 新株予約権の数</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td><u>6644個</u></td> <td>平成25年 3月31日変更</td> <td>平成25年 4月15日登記</td> </tr> <tr> <td><u>5756個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>5704個</u></td> <td>平成26年 1月31日変更</td> <td>平成26年 2月13日登記</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成26年 3月11日抹消</td> </tr> <tr> <td><u>5756個</u></td> <td></td> <td>平成26年 3月11日抹消により回復</td> </tr> <tr> <td><u>5746個</u></td> <td></td> <td>平成26年 3月11日更正</td> </tr> <tr> <td><u>5716個</u></td> <td>平成25年 4月30日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>5681個</u></td> <td>平成25年 5月31日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>5671個</u></td> <td>平成25年 6月30日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>5646個</u></td> <td>平成25年 7月31日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>5626個</u></td> <td>平成25年 8月31日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>5406個</u></td> <td>平成25年 9月30日変更</td> <td>平成26年 3月11日登記</td> </tr> </table>	<u>6644個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月15日登記	<u>5756個</u>			<u>5704個</u>	平成26年 1月31日変更	平成26年 2月13日登記			平成26年 3月11日抹消	<u>5756個</u>		平成26年 3月11日抹消により回復	<u>5746個</u>		平成26年 3月11日更正	<u>5716個</u>	平成25年 4月30日変更	平成26年 3月11日登記	<u>5681個</u>	平成25年 5月31日変更	平成26年 3月11日登記	<u>5671個</u>	平成25年 6月30日変更	平成26年 3月11日登記	<u>5646個</u>	平成25年 7月31日変更	平成26年 3月11日登記	<u>5626個</u>	平成25年 8月31日変更	平成26年 3月11日登記	<u>5406個</u>	平成25年 9月30日変更	平成26年 3月11日登記
<u>6644個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月15日登記																																			
<u>5756個</u>																																					
<u>5704個</u>	平成26年 1月31日変更	平成26年 2月13日登記																																			
		平成26年 3月11日抹消																																			
<u>5756個</u>		平成26年 3月11日抹消により回復																																			
<u>5746個</u>		平成26年 3月11日更正																																			
<u>5716個</u>	平成25年 4月30日変更	平成26年 3月11日登記																																			
<u>5681個</u>	平成25年 5月31日変更	平成26年 3月11日登記																																			
<u>5671個</u>	平成25年 6月30日変更	平成26年 3月11日登記																																			
<u>5646個</u>	平成25年 7月31日変更	平成26年 3月11日登記																																			
<u>5626個</u>	平成25年 8月31日変更	平成26年 3月11日登記																																			
<u>5406個</u>	平成25年 9月30日変更	平成26年 3月11日登記																																			

<u>5396</u> 個	平成25年11月30日変更	平成26年 3月11日登記
<u>5344</u> 個	平成26年 1月31日変更	平成26年 3月11日登記
<u>5046</u> 個	平成26年 3月31日変更	平成26年 4月 4日登記
<u>4911</u> 個	平成26年 6月30日変更	平成26年 7月14日登記
<u>4891</u> 個	平成26年 7月31日変更	平成26年 8月14日登記
<u>4781</u> 個	平成26年 9月30日変更	平成26年10月 9日登記
<u>4761</u> 個	平成26年12月31日変更	平成27年 1月13日登記
<u>4161</u> 個	平成27年 3月21日変更	平成27年 4月 1日登記
<u>4141</u> 個	平成27年 6月30日変更	平成27年 7月 3日登記
<u>4131</u> 個	平成27年 9月30日変更	平成27年10月 9日登記
<u>4111</u> 個	平成27年12月15日変更	平成27年12月28日登記
<u>3911</u> 個	平成27年12月31日変更	平成28年 1月 4日登記
<u>3666</u> 個	平成28年 3月31日変更	平成28年 4月 7日登記
<u>3641</u> 個	平成28年 3月31日変更	平成28年 4月 7日登記
<u>3611</u> 個	平成28年 4月30日変更	平成28年 5月 2日登記
<u>3606</u> 個	平成28年 4月30日変更	平成28年 5月 2日登記
<u>3531</u> 個	平成28年 6月30日変更	平成28年 7月12日登記
<u>3526</u> 個	平成28年 6月30日変更	平成28年 7月12日登記
<u>3431</u> 個	平成28年 9月30日変更	平成28年10月12日登記
<u>3401</u> 個	平成28年12月31日変更	平成29年 1月 5日登記
<u>3394</u> 個	平成29年 3月31日変更	平成29年 4月 6日登記
<u>2907</u> 個	平成29年10月31日変更	平成29年11月 7日登記
<u>2900</u> 個	平成29年10月31日変更	平成29年11月 7日登記
<u>2893</u> 個	平成30年 2月28日変更	平成30年 3月13日登記
<u>2887</u> 個	平成30年 3月31日変更	平成30年 4月 5日登記

<u>2880個</u>	平成30年 3月31日変更	平成30年 4月 5日登記
<u>2873個</u>	平成30年 4月30日変更	平成30年 5月10日登記
<u>2866個</u>	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記
<u>2863個</u>	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記
<u>2856個</u>	平成30年 6月30日変更	平成30年 7月12日登記
<u>2853個</u>	平成30年 6月30日変更	平成30年 7月12日登記
<u>2053個</u>	平成30年 8月31日変更	平成30年 9月11日登記
<u>1753個</u>	平成30年 9月30日変更	平成30年10月10日登記
<u>1743個</u>	平成31年 3月31日変更	平成31年 4月 3日登記
<u>1693個</u>	令和 1年11月 1日変更	令和 1年12月10日登記
<u>1680個</u>	令和 1年11月30日変更	令和 1年12月10日登記
<u>1670個</u>	令和 1年12月31日変更	令和 2年 1月 8日登記
<u>1210個</u>	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月12日登記
<u>1169個</u>	令和 2年 8月31日変更	令和 2年 9月 8日登記
<u>1159個</u>	令和 2年11月30日変更	令和 2年12月 8日登記
<u>1117個</u>	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月10日登記
507個	令和 3年 2月28日変更	令和 3年 3月 9日登記
<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p><u>普通株式66万4400株</u></p> <p>各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>普通株式57万5600株</u></p> <p>各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合</p>		

には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月15日登記

普通株式57万400株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 1月31日変更 平成26年 2月13日登記

平成26年 3月11日抹消

普通株式57万5600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 3月11日抹消
により回復

普通株式57万4600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 3月11日更正

普通株式57万1600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合

には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 4月30日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式56万8100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 5月31日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式56万7100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 6月30日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式56万4600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 7月31日変更 平成26年 3月11日登記

普通株式56万2600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ

たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 8月31日変更 平成26年 3月11日登記
普通株式54万600株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年 9月30日変更 平成26年 3月11日登記
普通株式53万9600株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成25年11月30日変更 平成26年 3月11日登記
普通株式53万4400株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成26年 1月31日変更 平成26年 3月11日登記
普通株式50万4600株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

	<p>平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記 普通株式49万1100株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 6月30日変更 平成26年 7月14日登記 普通株式48万9100株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 7月31日変更 平成26年 8月14日登記 普通株式47万8100株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 9月30日変更 平成26年10月 9日登記 普通株式47万6100株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年12月31日変更 平成27年 1月13日登記</p>
--	--

普通株式41万6100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年 3月21日変更 平成27年 4月 1日登記

普通株式41万4100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年 6月30日変更 平成27年 7月 3日登記

普通株式41万3100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記

普通株式41万1100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年12月15日変更 平成27年12月28日登記

普通株式39万1100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年12月31日変更 平成28年 1月 4日登記

普通株式36万6600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月 7日登記

普通株式36万4100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月 7日登記

普通株式36万1100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月 2日登記

普通株式36万600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月 2日登記
普通株式35万3100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 6月30日変更 平成28年 7月12日登記
普通株式35万2600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 6月30日変更 平成28年 7月12日登記
普通株式34万3100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 9月30日変更 平成28年10月12日登記
普通株式34万100株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年12月31日変更 平成29年 1月 5日登記
普通株式33万9400株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成29年 3月31日変更 平成29年 4月 6日登記
普通株式29万700株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成29年10月31日変更 平成29年11月 7日登記
普通株式29万株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成29年10月31日変更 平成29年11月 7日登記
普通株式28万9300株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記

	<p>普通株式 28万8700株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記</p> <p>普通株式 28万8000株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記</p> <p>普通株式 28万7300株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記</p> <p>普通株式 28万6600株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記</p> <p>普通株式 28万6300株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。</p>
--	--

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記

普通株式28万5600株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 6月30日変更 平成30年 7月12日登記

普通株式28万5300株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 6月30日変更 平成30年 7月12日登記

普通株式20万5300株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 8月31日変更 平成30年 9月11日登記

普通株式17万5300株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成30年 9月30日変更 平成30年10月10日登記
普通株式17万4300株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成31年 3月31日変更 平成31年 4月 3日登記
普通株式16万9300株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 1年11月 1日変更 令和 1年12月10日登記
普通株式16万8000株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 1年11月30日変更 令和 1年12月10日登記
普通株式16万7000株
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 1年12月31日変更 令和 2年 1月 8日登記
普通株式12万1000株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月12日登記
普通株式11万6900株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 8日登記
普通株式11万5900株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 8日登記
普通株式11万1700株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記

普通株式5万700株

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値

（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の株主への無償割当て、他の

	<p>種類株式の株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 <u>平成25年10月1日から平成32年9月14日まで</u> <u>平成25年10月1日から平成33年3月25日まで</u> 令和 2年 8月12日更正</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。</p> <p>①割当日後2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで ②割当日後4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで ③割当日後6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで ④割当日後8年を経過した日以降 割当個数の全部</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>平成23年10月 1日発行</p> <hr style="border: 0.5px dashed black;"/> <p>平成23年10月11日登記</p> </div>																																
	<p>第16回新株予約権 新株予約権の数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1155個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>775個</u></td> <td style="text-align: center;">平成29年12月29日変更</td> <td style="text-align: center;">平成30年</td> <td style="text-align: center;">1月 9日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>600個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>535個</u></td> <td style="text-align: center;">平成30年 6月29日変更</td> <td style="text-align: center;">平成30年</td> <td style="text-align: center;">7月12日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>420個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>315個</u></td> <td style="text-align: center;">平成30年12月28日変更</td> <td style="text-align: center;">平成31年</td> <td style="text-align: center;">1月10日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">315個</td> <td style="text-align: center;">令和 1年12月27日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 2年</td> <td style="text-align: center;">1月 8日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">315個</td> <td style="text-align: center;">令和 2年12月29日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 3年</td> <td style="text-align: center;">1月 5日登記</td> </tr> </table>	<u>1155個</u>				<u>775個</u>	平成29年12月29日変更	平成30年	1月 9日登記	<u>600個</u>				<u>535個</u>	平成30年 6月29日変更	平成30年	7月12日登記	<u>420個</u>				<u>315個</u>	平成30年12月28日変更	平成31年	1月10日登記	315個	令和 1年12月27日変更	令和 2年	1月 8日登記	315個	令和 2年12月29日変更	令和 3年	1月 5日登記
<u>1155個</u>																																	
<u>775個</u>	平成29年12月29日変更	平成30年	1月 9日登記																														
<u>600個</u>																																	
<u>535個</u>	平成30年 6月29日変更	平成30年	7月12日登記																														
<u>420個</u>																																	
<u>315個</u>	平成30年12月28日変更	平成31年	1月10日登記																														
315個	令和 1年12月27日変更	令和 2年	1月 8日登記																														
315個	令和 2年12月29日変更	令和 3年	1月 5日登記																														

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式11万5500株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

普通株式7万7500株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

平成29年12月29日変更 平成30年 1月 9日登記

普通株式6万株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

平成30年 6月29日変更 平成30年 7月12日登記

普通株式5万3500株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率
また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

平成30年12月28日変更 平成31年 1月10日登記

普通株式4万2000株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率
また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

令和 1年12月27日変更 令和 2年 1月 8日登記

普通株式3万1500株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率
また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

令和 2年12月29日変更 令和 3年 1月 5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割（又は併合）の比率

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び

自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}} \times \begin{array}{r} \text{新規発行前の1株当りの時価} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当りの時価」を「処分前の1株当りの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年12月16日から平成37年11月23日までとする。

但し、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、取締役又は監査役の任期満了による退任或いは使用人の定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権を2回を超える回数に分割して行使することはできない。
- ④各本新株予約権1個の一部について分割行使はできない。
- ⑤本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、上記「新株予約権を行使することができる期間」の行使期間到来前に終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

平成27年12月15日発行

平成27年12月28日登記

第17回新株予約権

新株予約権の数

1000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式10万株

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により

行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行1株当りの時価}}}{\text{新規発行前の1株当りの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当りの時価」を「処分前の1株当りの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年5月16日より平成39年3月24日までとする。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - i 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで
 - ii 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで
 - iii 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで
 - iv 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部
- ③本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社は、上記「新株予約権を行使することができる期間」の行使期間到来前に、終値が5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
	<p style="text-align: right;">平成29年 5月15日発行</p> <hr/> <p style="text-align: right;">平成29年 5月23日登記</p>
	<p>令和2年3月31日新株予約権全部消却</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 4月 9日登記</p>
<p>第18回新株予約権 新株予約権の数 2900個 1900個</p>	<p style="text-align: center;">令和 2年12月29日変更 令和 3年 1月 5日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式29万株</p> <p>本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率</p> <p>また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。</p> <p>普通株式19万株</p> <p>本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的</p>

となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

令和 2年12月29日変更 令和 3年 1月 5日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行 1株当たり 払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}$$

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2022年5月16日より2030年3月27日までとする。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、割当日時点における地位（当社及び当社子会社の取締役、執行役員または従業員たる地位をいう。以下、同じ。）と同等の地位であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

	<p>(2) 新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで ii 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで iii 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで iv 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部 <p>(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p>		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>令和 2年 5月15日発行</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 5月22日登記</td> </tr> </table>	令和 2年 5月15日発行	令和 2年 5月22日登記
令和 2年 5月15日発行			
令和 2年 5月22日登記			
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>		
<p>監査等委員会設置会社に関する事項</p>	<p>監査等委員会設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月26日設定 平成28年 4月 7日登記</p>		
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成18年 5月17日登記</p>		
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p> <p style="text-align: right;">平成 9年 9月 4日移記</p>		



東京都港区南青山七丁目1番5号
株式会社グローバルダイニング

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 3年 3月19日

東京法務局渋谷出張所

登記官

肥 田 携 士

